

令和 5 年 3 月 3 日

西村委員

公明党の西村くにこでございます。私からは令和 5 年度当初予算案、幾つかその内容について質問させていただきたいと思いますが、令和 4 年 6 月 23 日の第 2 回定例会、我が会派の鈴木ひでし議員の一般質問でメタバースを取り上げさせていただきました。また、今定例会の我が会派の代表質問でも共生社会の実現に向けたメタバースの活用についてということで質問を行ったところ、知事からは、昨年 12 月に研究会を立ち上げ、令和 5 年度予算案には障害者アートを活用したメタバース美術館の創設と、ひきこもりの方の居場所づくりに向けたメタバースイベントの開催経費を計上したとの答弁を頂きました。その内容について伺ってまいります。

まず、県民の方が分かるように、簡単に結構です。メタバースとはどのようなものですか。

共生担当課長

メタバースなんですが、実は明確な定義はございませんが、基本的にはインターネット上に構成される三次元の仮想空間を指します。メタバースにはアバターと呼ばれる自分自身の分身を介して、具体的にはバーチャルリアリティーを意味する VR の、VR ゴーグルですとか、パソコン、スマホなどからこの仮想空間に入ることができます。国内ですと、現実世界を模したバーチャル渋谷などが有名でございます。

西村委員

アニメとか映画とかにもなりましたよね。広く夢のある世界というようなイメージが広がるんですが、昨年 12 月に立ち上げたというともいきメタバース研究会は、どのような検討をされているんでしょうか。また、構成員についても伺いたいと思います。

共生担当課長

ともいきメタバース研究会では、「メタバースは生きづらさを改善できるか？」をテーマに、メタバースの活用により当事者が直面している現実世界で感じる様々な制約から解放される可能性や、社会とつながる方法などについて検討を始めたところでございます。

例えば、寝たきりや外出時には電動車椅子が必要といった状態の方、ひきこもりの方でもメタバース上では自分好きなアバターで、ふだん直面している生きづらさをあまり意識せずに、アバター同士、コミュニケーションや創作活動などができるのではないかといった話をしております。

研究会の構成員は 9 名でございまして、難病で身体障害のある方お二人と、元ひきこもりの方がお一人、学識経験者といたしましてメディアデザインが専門の大学名誉教授の方がお一人と、国のメタバース等の利活用に関する研究会のメンバーでもある弁護士の方にお一人入っていただきまして、あとはゲーム業界に精通されている専門家 2 名に、私ども県のほうでひきこもりの対策を所管しております青少年課長と私、共生担当課長の 2 名が加わって、合計 9 人と

いう構成でございます。

西村委員

令和5年度当初予算案にある障害者アートを活用したメタバース美術館とはどういったものなんでしょうか。また、それにより、どのような効果を見込んでいるんでしょう。

共生担当課長

これまでも、ともいきアートと称しまして障害者アーティストによる絵画などの作品を青少年センターや茅ヶ崎市内の商業施設等に常設で展示をしたり、県のたよりで掲載をしたりしながら、障害者の社会参加や障害者の理解促進のみならず、作品の持つ魅力を伝える取組を進めてまいりました。

今回これを発展させて、仮想空間であるメタバース上にも展示をし、さらに多くの皆様に鑑賞し、そのすばらしさを体験していただけるよう、ともいきメタバース美術館をつくりたいと思っております。

また、メタバース美術館をつくる過程に、障害のある方にも参加していただけるようにデジタルコンテンツの作成方法を学ぶ講習会も併せて実施をしたいと思っております。この取組により、ともいきアートを御覧いただく方を増やし、ともいきアートのファンを増やすことで、さらなる障害者の社会参加の幅を広げることや、障害者への理解促進といった効果を期待しているところでございます。

西村委員

どういうふうにイメージをしたらいいのかというのが分からないので伺いたいんですけども、例えば、絵みたいな平面なものが見えていくようなイメージなのか、メタバースという仮想空間なので、3Dで回り込んで見られるとか、そういうことなんですか。

共生担当課長

両方あり得るかなと思っております。委員おっしゃるとおり平面で、今リアルの世界で飾っているような絵をデータ化をして、その美術館に本当に絵を見るように、平面の絵を見るように御覧いただくこともできるようなしつらえも考えておりますし、加えて3Dというか立体でつくるようなものも、今、申し上げた講習会の中で皆さんにつくっていただいて、その美術館の中に配置をするようなこともやってみても楽しい、面白い空間ができるんじゃないかなと考えているところでございます。

西村委員

これからなので、まだ決まっていないかもしれませんが、その講習会は障害者の方しか受けられないんでしょうか。今、聞いていたら子供さんとか参加したがる方、出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

共生担当課長

今回、ともいきメタバース美術館ということなので、まずは生きづらさを感じている方に対してメタバースを使って何ができるかなので、メタバースの使い方を考えていくというよりも、まずは生きづらさにアクセスをしていきたいなと思っているので、お子さんの中でも何かそういった現実の世界の中で難しい部分を持っていらっしゃる方がやってみたいなということであれば、御参加

いただく可能性というのはあるのかなというふうに思いますが、またそこは、一旦は障害者をベースに考えております。

西村委員

まだこれからということでも十分理解します。予算の限度もあるでしょうし、それから管理の制限なんていうのもあると思うので、ただ、将来的にはこのメタバース美術館の中のインクルシブみたいなことができれば、神奈川らしいのかなと、まさに、ともいきなのかなというふうに思って発言をさせていただきました。

さて、メタバースの普及により新たな働き方が生まれ、就労のチャンスも出てくるというようなことも聞いています。例えば、どのような就労のイメージが考えられるのでしょうか。また、特にひきこもりについては、居場所支援の次のステップとして、就労支援に取り組んでいくという必要も感じています。今回の事業でどのような仕組みを検討されているのでしょうか。

青少年課長

メタバースの普及によりまして出てくる就労のイメージとして、1つはデジタルコンテンツの作り手側として就業するということが考えられます。ただいまも質疑ございましたけれども、新しい世界をつくる際には、例えば、お部屋に配置される家具であるとか、町並みを再現するために街路樹などを大量につくる必要がございます。こうした3Dのデジタルコンテンツは、作成支援のソフトなどを利用すれば、それほど高い技術力がなくても対応できるというふうに考えております。

もう1つは、全く新しい働き方として、アバターの姿で仮想空間の中のお店で働く接客であるとか、あるいはメタバース上で開催されるイベント、そういった中でトラブルを防止するために置く監視員の役をする方、こういった新しい働き方があるというふうに考えております。

今回の事業では、こうした新しい働き方の情報を提供していくことを考えておりまして、将来的には今お話がありましたメタバース上で使用するデジタルコンテンツの作成技術を学ぶための講習会なども検討していきたいというふうに考えております。

西村委員

何となくデジタルコンテンツの作り手というと、神奈川版あつ森みたいなのができちゃうのかなみたいな感じがしますし、それからアバターとして働くと聞くと、もう既に取り組んでいただいているOriHimeの活用なんていうのも何となく似たイメージなのかなと、世界が広がるなという期待はあるんです。

メタバースは、世界の様々な企業、団体等がその活用に向けて試行錯誤を続けている新たなテクノロジーですが、懸念する点、どのようにお考えですか。

青少年課長

こういったメタバースのイベント内では、参加者同士がリアルタイムで交流が可能になるということがございます。その中でトラブルが生じるという懸念を持っております。例えば、現在、世界中でいろいろなメタバースが利用されておりますけれども、悪質な利用者を発見したり、取り締まる目的でオペレー

ターが常時監視を行っていて、悪質なものについてはアカウントを停止するなどの措置を取っているものでございます。

今回の事業実施に当たっては、公募型のプロポーザル方式によって事業者から提案を募っていきますが、その際には、こうしたトラブル防止の対応についても具体的に提案をしていただきまして、そういった中から参加者の安全を守ることができる提案を採用したいというふうに考えております。

西村委員

そこには十分に配慮いただきたいというふうに思います。

令和5年度予算案に計上されているメタバースを活用した2つの事業、今後どのようなスケジュールで進めていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

共生担当課長

まず、ともいきメタバース美術館につきましては、年度の前半につきましては美術館の開設に向けた準備といたしまして、障害者等を対象に専門の事業者によるともいきメタバース講習会を実施いたしまして、美術館に掲載する作品のデジタル化のほか、美術館の中にソファースーツとか、また、アバターの衣装など、仮想空間を構成する素材の製作などを行っていただこうと思っております。そのため、ともいきメタバース美術館自体の開設は、来年度の後半を予定しております。

また、ひきこもりイベントにつきましては、年間15日以上で開催期間を設けて、何回かに分けて開催をしていく予定でございます。秋頃には初回イベントを開催したいと考えているところでございます。

西村委員

メタバースを生きづらさの改善につなげようとする今回の2つの事業、私どもの会派が提言もさせていただきましたし、大いに期待をしているところです。一方で、メタバースはまだ発展途上の新たなテクノロジーであるため、障害のある方やひきこもりの方が安心して参加できるような配慮はしっかりと行っていただきたいと思います。また、試行中に新たな課題が発覚することもあるかと思いますが、そのような場合も速やかに御対応いただけますよう要望してこの質問を終わります。

次に、こちら私どもの会派が提言をさせていただいた内容です。子どもの権利擁護センターについて伺いたいと思います。

令和4年6月に成立をしたこども基本法において、子どもの意見表明権が明記されるなど、子供の声を聞き、その権利を守ることが求められています。また、令和6年4月施行の改正児童福祉法においても、子供の一時保護や施設等への入退所の際に、子供の意思確認を行うことが義務化されることとなりました。

我が会派からは令和4年10月の決算特別委員会において、鈴木ひでし議員が子供の権利擁護について、アドボカシーセンターというような言葉を使いまして、提言を交え質疑を行わせていただきました。今回、平成5年度当初予算案に子どもの権利擁護センター事業費が計上されています。これに関連して何点か伺ってまいります。

こども基本法及び改正児童福祉法における子供の権利擁護に関する内容につ

いて確認をさせてください。

子ども家庭課長

まず初めに、こども基本法についてです。こちら、全ての子供を対象に、子供自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保や多様な社会活動に参画する機会の確保、さらには子ども施策に対する子供等の意見の反映など、こうした子どもの意見表明権が規定されております。

また、次に改正児童福祉法についてですが、こちらは児童の意見または意向を勘案して措置等を行うため、一時保護及び施設入所措置等の際に、子供の意見聴取その他の措置を講じなければならないと規定がされました。ということで、子供の意思確認を行うことがすなわち義務化されたということになります。

西村委員

これまで県では、子供の権利擁護について、どのように取り組んでこられたのでしょうか。

子ども家庭課長

県では子供の権利擁護の観点から、子供専用の電話相談窓口として人権・子どもホットラインという電話を設置いたしまして、子供本人からのいじめや体罰、虐待などの相談に対応しております。

また、令和2年度から子どもの意見表明支援事業といたしまして、児童養護施設や里親、それから一時保護所などで生活する子供を対象に、弁護士や学識者などで構成する専門チームが定期的に施設等を訪問しまして、子供から直接意見を聞き取り、意見の代弁、また、表明支援に取り組んでおります。

西村委員

令和5年度当初予算案には子どもの権利擁護センター事業費として、新たに準備検討会の開催や意見表明支援員の養成研修を行う費用が計上されていますが、詳細を伺いたいと思います。

子ども家庭課長

改正児童福祉法に対応するため、子どもの権利擁護センターの立ち上げに向け、弁護士や学識者などから成る準備検討会を設置いたします。現在、実施している意見表明支援事業の評価、こちらも行いながら、センター設置に向けた課題の整理や対応策の検討を行う予定でおります。あわせて、子供の意見表明支援を担う人材養成プログラムの検討も行いまして、養成研修の実施につなげてまいりたいと考えております。

西村委員

この事業を進めていくに当たっての課題は、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

子ども家庭課長

この法施行に向けまして、あまり時間がない中、準備を進めていく必要がありますが、国からガイドライン等の掲示が現在ない状況でございます。ですので、詳細な事業内容が分からない状況であるという課題が一つございます。

また、実際にお子さんから意見を聞き取る場合に、年齢や障害など、お子さんの特性に応じた工夫、また、それに対応するための相応のスキルというものがが必要になると考えております。

西村委員

確かに赤ちゃんはしゃべれないですし、それから虐待を受けているお子さんは何度も質問をすると、自身を守るためにどんどん記憶を変えていたり、発言を変えるというようなお話も伺っています。課題に対して、どのように取り組んでいこうとお考えですか。

子ども家庭課長

子どもの権利擁護センター設置や子どもの意見表明支援員の養成には、まずは今後、国が示すガイドラインに沿った対応が求められると考えております。ですので、引き続き早期の事業スキーム等の提示を国には求めていると考えております。

また、先ほどのお子さんの特性に応じた対応という点におきましては、養成研修を通じて意見表明支援の質の確保を行います。その確保とともに今後、事業を展開する中で蓄積していくノウハウ、こちらも活用しながら、さらなる質の向上というものを継続して図っていく必要があるというふうに考えております。

西村委員

なかなか課題といっても難しいですね。国のほうが出してくれていないというのがありますが、何歳という線引きもないし、言葉で意思疎通ができない場合、何ををもってというのまだ分からない、でもやりましょうということになっている。

そんな中で、今後、子供の権利擁護にどのように取り組んでいこうというふうにお考えなのか改めて伺います。

子ども家庭課長

国からの事業スキームの提示があり次第、具体の検討に着手できるよう、令和5年度の早い時期から準備検討会のメンバーの選考に取りかかってまいりたいと考えております。そうしたことで、着実に事業が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、県といたしましては、今後、全ての子供の権利が守られるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

西村委員

子供の意見が尊重されて、その権利が守られるということは当然のこととして認識をしていかなければならないというふうに思っています。そのためにも県として、子どもの権利擁護センターを設置して、率先して子供の権利擁護に取り組んでいく。課題は山積しているのは分かっているんですが、だからこそ正面から取り組んでいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、これは令和4年度2月補正予算、恋カナ！プロジェクトについて伺いたいというふうに思います。結婚は個人の価値観に関わる問題であって、個人の自由な選択が最優先されるわけなんです。婚姻件数が減少して少子化につながっていくことも危惧をされています。結婚を希望する人を支援すること、これ、私は重要であるというふうに思っておりますが、県では令和5年度から恋カナ！プロジェクト事業を拡充していくとのことですが、何点か伺ってきたいと思います。

初めに、確認のために伺いますが、これまでの恋カナ！プロジェクト事業の取組状況について確認させてください。

青少年課長

恋カナ！プロジェクト事業につきましては、平成 27 年度から事業を始めておりまして、当初の 2 年間は、県が主催する形で、婚活イベントでありますバスツアーを実施しておりました。その後は、県のホームページに開設した恋カナ！サイトに市町村や民間の婚活イベントや、セミナーなどの情報を掲載して、結婚支援に取り組む市町村等の後方的な支援にシフトして事業を実施しているところでございます。

西村委員

少し振り返って愚痴のような形になるんですが、10 年ぐらい前に、こういうイベントやったらどうだろうと言ったときに、県の職員の偉い方に、神奈川県は都会ですから、そういう施策は要りませんと言われて、そうしたらその後、横浜市が水道、水の源をバス旅行で行こうと、大人のバス旅行とか言って、いきなりこの恋カナ！プロジェクトみたいなのをやったんですよ。ぼんっと出てきちゃって、じいさんの意見は聞かないほうがいいんだなと改めて思ったんですが、ただ一方で、県が婚活をするのかというのに、懐疑的な意見も確かに多かったという記憶をしています。

令和 5 年度には県が、婚活イベントを再び関与していくということなんですが、その話を聞いて、私、地元で言ったら、20 代の女性がかかり食いつきました。何が変わったんだろうと思ったら、マッチングアプリとかそういうもので敷居が低くなっているんですね。見知った人と知り合うと断りづらいけれども、同じ方向性を持っている人と出会うというチャンスは大事にしたいと正直に教えてくれました。

それからまた、独身の子供さんを持つ親御さんも食いついた。県が実施するならば、安全な安心なものだろうというふうにおっしゃっているんですが、この事業内容について、この大きな県民の期待を受けてお答えを頂きたいと思います。

青少年課長

令和 5 年度に予定しております事業の内容でございますけれども、県や市町村等が主催する既存のイベント、既にあるイベント、例えば、花火大会であるとかお祭りとか、そういった中で恋カナ！の婚活イベントの要素を組み込んでいただきまして、年間に 10 回程度、実施できたらというふうに思っております。

また、イベント参加者を対象にいたしまして婚活セミナーを実施する、あるいは婚活や結婚に関する悩みの相談を受ける機会を設けまして、参加者をフォローすることを考えております。

西村委員

他の部局になりますけれども、観光の次の核とか、そういうところとマッチングができていくといいですね。

さて、先ほども申し上げました、出会う前からある程度の嗜好性が分かっていたら、話しやすいじゃないかという感覚を持っている若い方が多いようなんです。人生の価値観が多様化する中で、婚活イベントの実施に当たっては、い

ろんなタイプのイベントをセレクトできるようにするなどの工夫が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

青少年課長

先ほど御答弁させていただきましたように、10 回程度の開催を予定しておりますので、それぞれの会で、結婚を希望する方のいろんなニーズに応えるための工夫をしたいと思っております。例えば、ペット好きの方に集まっていたくであるとか、海が好きな方など、共通の趣味を持つ方が集まれるような企画、あるいは再婚希望者向けのものなど、様々な企画を用意したいというふうに考えております。

西村委員

婚姻件数、結婚の件数が伸び悩んでいると、その要因の一つにコロナ禍で出会いが減ってしまったのではないかというふうに言われています。アフターコロナでどれだけこの婚活イベントを知っていただくかというのは、とても重要なポイントだと思うんですが、どのように広報、周知されていこうと思っていらっしゃいますか。

青少年課長

イベント開催のたびに記者発表させていただくほか、県のホームページに開設しております恋カナ！サイトを通じて、開催の広報を行います。

また、それぞれのイベントは、連携している土台となるイベントがございますので、例えば、連携させていただく市町村のお祭りなどの広報にも恋カナ！のイベントの情報を盛り込んでもらうなど、結婚を希望する方の目に、なるべく触れるような広報に努めていきたいと思っております。

西村委員

市町村のイベント、それからお祭り等と連携して婚活イベントを実施することでした。連携の意向のある市町村は、どれぐらいあるんでしょうか。また、民間企業と連携していけると、事業にもっと広がりが出るのではないかなというふうに思うんですが、連携先の具体的な内容について教えてください。

青少年課長

事業は民間事業者に委託をする形で、これから事業者プロポーザルで決定しようと思っております。具体的な詰めはその後になるかと思いますが、もう既に幾つかの市町村に意向を確認いたしまして、市町の中では、もう既に連携に向けた話を進めているところもございます。また、民間企業との連携についても検討しているところでございます。

西村委員

さっきの質問に戻るんですが、親御さんたちはとても期待をしていると。きっと県のイベントだから、いいお嬢さんが来るだろうというような御意見があったんですが、いいお嬢さんかそうじゃないかというのは別として、マッチングアプリとか出会い系とか、いろんなところで犯罪というのも起こっていますよね。これに対しては、何か予防できるような手だてとか、そういうのはお考えなんですか。

青少年課長

婚活イベント実施の募集の際に、例えば、写真つきの身分証明書を提出して

いただくでありますとか、イベント参加者が安心して参加できるように配慮してまいります。

今、申し上げましたように、公募型プロポーザルにより事業者選定をする際にも、利用者が安心して参加できる仕組みについても提案をしていただくことになっておりますので、ここも審査で重要視してまいりたいと思っております。

西村委員

いろんな規制があると敷居が高くなるし、かといってやっぱり安全性とか、そういうのは担保する、この兼ね合いって難しいと思うんですが、県がやる限りは、ということで、いろんな御意見を受け入れて、また、新たな挑戦としてやっていただきたいと思います。

結婚を希望する人への支援はもちろんのこと、婚活イベントの開催によって、地域に若い人たちが来てくれて地域がにぎわうなど、いろんな期待があると思います。出会いの場の創出とともに、神奈川のよさをアピールすることにもつながっていただけたらなというふうに思うんですが、先ほどもお話をさせていただきました、出会うための手法が時代とともに変化をしてきていて、職場や学校、友人の紹介などの出会いでは相手の恋愛観や結婚観など、すぐに聞き出せるわけではないから、言葉は悪いですけどもちょっと面倒くさいというんですよ。最初から分かっている、その人とより知り合ったらいいという、タイムパフォーマンスというんですか、そういうのを求めている若者が増えているというふうに伺いました。

また、マッチングアプリとか人気があるのは、あらかじめ趣味や嗜好等を知ることができるからだという方向性もあるなら、そういうことも取り入れながらやっていただくというのでもいいのかもしれませんが。これからはこうした考えから、今後、注目をされるというふうに思います。

しかし、繰り返しになりますが、出会いのチャンスを悪用されてはならない。県が展開するからこそその安全性の担保も考慮をしながら、展開をしていただきますよう要望し、私の質問を終わります。